

（令和7年度 所沢市介護サービス事業者等集団指導）
これまでの運営指導における主な指導事項（居宅介護支援）

項目	問題点	指導内容
1 重要事項説明書・契約書	居宅サービス計画等の記録の保存期間を「2年間」と記載している。	以下の記録については、市条例により、その完結の日から「5年間」の保存が必要となります。保存期間の表記を見直してください。 (1) 指定居宅サービス事業者等との連絡調整に関する記録 (2) 個々の利用者ごとに次の事項を記載した居宅介護支援台帳 ・ 居宅サービス計画 ・ アセスメントの結果の記録 ・ サービス担当者会議等の記録 ・ モニタリングの結果の記録 【市独自基準】5年間
2 指定居宅介護支援の具体的な取扱方針	① やむを得ない理由によりサービス担当者がサービス担当者会議を欠席したが、照会等により意見を求め、その回答内容について記録していない。 ② 居宅サービス計画に位置付けた居宅サービス事業者等に対して、個別サービス計画の提出を求めている。 ③ モニタリングに当たって、特段の事情のない限り、少なくとも1月に1回、利用者の居宅を訪問し面接していない。又は、少なくとも2月に1回、利用者の居宅を訪問し面接を行い、訪問しない月においては、テ	① 担当者への照会内容について記録するとともに、市条例の規定に基づき、当該記録は、5年間保存しなければなりません。 【市独自基準】5年間 ② 居宅サービス計画に位置付けた居宅サービス事業者等に対して、個別サービス計画の提出を求めてください。 なお、居宅サービス事業者等は、居宅サービス計画を作成している指定居宅介護支援事業者から個別サービス計画の提供の求めがあった際には、個別サービス計画を提供することに協力するよう努めることとされています。 ③ 特段の事情がない限り、少なくとも月1回利用者の居宅を訪問し面接を行い、少なくとも月1回モニタリングの結果を記録します。 または、少なくとも2月に1回利用者の居宅を訪問し面接する際には、居宅を訪問

項目	問題点	指導内容
	テレビ電話等を活用して利用者に面接していない。 ④ 第3表(週間サービス計画表)の「主な日常生活上の活動」を記載していない。 ⑤ あらかじめ計画期間開始前に居宅サービス計画を作成し、利用者の同意を得ていない。 ⑥ 利用者が訪問看護、通所リハビリテーション等の医療サービスの利用を希望している場合その他必要な場合に、利用者の同意を得て主治の医師等の意見を求めている。 また、当該意見を踏まえて作成した居宅サービス計画について、意見を求めた主治の医師等に交付していない。	しない月においては、テレビ電話等を活用して面接を行ってください。 ④ 利用者の起床や就寝、食事、排泄などの平均的な一日の過ごし方について、記載してください。 ⑤ 居宅サービス計画はあらかじめ計画期間の開始前に作成し、利用者の同意を得てください。 ⑥ 利用者が訪問看護、通所リハビリテーション等の医療サービスの利用を希望している場合その他必要な場合には、利用者の同意を得て主治の医師等の意見を求めてください。 また、当該意見を踏まえて作成した居宅サービス計画について、意見を求めた主治の医師等に交付しなければなりません。
3 運営規程	使用する課題分析票の種類について、使用しているものと異なった種類が記載されている。	使用する課題分析票の種類について、事業所が使用する課題分析票を記載してください。なお、重要事項説明書にも誤って記載されている場合もありますので、注意をしてください。
4 掲示	重要事項の掲示について、項目が不足している。	利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項は、利用者等が見やすい場所に掲示する必要があります。 なお、サービスの選択に資すると認められる重要事項とは、当該事業所の運営規程の概要、介護支援専門員の勤務の体制、秘密の保持、事故発生時の対応、苦情処理の体制等をいいます。
5 変更の届出	退職等により事業所の介護支援専門員に異動が生じたが、市介護保険課	事業所の名称及び所在地その他厚生労働省令で定める事項(事業所の管理者、介護支

項目	問題点	指導内容
	へ変更の届出を行っていない。	援専門員、運営規程等)に変更があったときは、市介護保険課へ届出を行ってください。
6 記録の整備	利用者に対する居宅介護支援の提供に関する記録が適切に整備されていない。	利用者に対する記録の整備については、条例に基づき記録の整備、定められた保存年数の記録が必要です。保存する年数は各種記録によって異なるため、条例及び解釈通知をご確認ください。 ※例えば、個々の利用者ごとの居宅介護支援台帳（居宅サービス計画等）については、「その完結の日から5年間保存しなければならない。」とありますが、その完結の日とは、「個々の利用者につき、契約終了（契約の解約・解除、他の施設への入所、利用者の死亡、利用者の自立等）により一連のサービス提供が終了した日を指すもの」となります。
7 特定事業所加算	他の法人が運営する居宅介護支援事業者と共同で行う事例検討会等の計画において、事例検討会等の内容、実施時期、共同で実施する他事業所等を定めていない。	特定事業所加算の算定要件の一つである「他の法人が運営する指定居宅介護支援事業者と共同の事例検討会等の実施」については、事例検討会等の内容、実施時期、共同で実施する他事業所等について定めた計画を少なくとも次年度が始まる前までに定めてください。
8 退院・退所加算	参加したカンファレンスが、「診療報酬の算定方法（平成20年厚生労働省告示第59号）別表第一内科診療報酬点数表」の退院時共同指導料2の注3の要件を満たしていない。	退院・退所加算(Ⅰ)ロ、(Ⅱ)ロ、又は(Ⅲ)の算定に当たって必要となるカンファレンス（病院又は診療所の場合）については、「診療報酬の算定方法（平成20年厚生労働省告示第59号）別表第一内科診療報酬点数表」の退院時共同指導料2の注3の要件を満たしている必要があります。
(退院時共同指導料2の注3) 注1の場合において、入院中の保険医療機関の保険医又は看護師等が、在宅療養担当医療機関の保険医若しくは看護師等、保険医である歯科医師若しくはその指示を受けた歯科衛生士、保険薬局の保険薬剤師、訪問看護ステーション		

項目	問題点	指導内容
		ションの看護師等（准看護師を除く。）、理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士、介護支援専門員（介護保険法第7条第5項に規定する介護支援専門員をいう。以下同じ。）又は相談支援専門員（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第28号）第3条第1項又は児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第29号）第3条第1項に規定する相談支援専門員をいう。以下同じ。）のうちいずれか3者以上と共同して指導を行った場合に、多機関共同指導加算として、2,000点を所定点数に加算する。

これまでの運営指導における主な指導事項（介護予防支援）

項目	問題点	指導内容
1 指定介護予防支援の業務の委託	指定介護予防支援を指定居宅介護支援事業者に委託している場合に、委託先の作成した介護予防支援経過記録を保管していない。	指定介護予防支援の一部を指定居宅介護支援事業者に委託したとしても、指定介護予防支援に係る責任主体は指定介護予防支援事業者です。 また、指定介護予防支援事業者は、委託先の指定居宅介護支援事業者に対し、市条例に定める運営基準等の規定を遵守するよう措置させなければなりません。 委託業務の実施状況を確認するため、指定居宅介護支援事業者に対して、介護予防サービス・支援評価表と併せて、介護予防支援経過記録の提供を求めてください。
2 記録の整備	利用者に対する介護予防支援の提供に関する記録が適切に整備されていない。	利用者に対する記録の整備については、条例に基づき記録の整備、定められた保存年数の記録が必要です。保存する年数は各種記録によって異なるため、条例及び解釈通知をご確認ください。 ※例えば、個々の利用者ごとの介護予防支援台帳（介護予防サービス計画等）については、「その完結の日から5年間保存しなければならない。」とありますが、その完結の日とは、「個々の利用者につき、契約終了（契約の解約・解除、他の施設への入所、利用者の死亡、利用者の自立等）により一連のサービス提供が終了した日を指すもの」となります。
3 指定介護予防支援の具体的な取扱方針	① モニタリングを適切に実施していない。	① 特段の事情のない限り、介護予防支援のモニタリングについては、以下のとおり実施する必要があります。 1 少なくともサービスの提供を開始する月の翌月から起算して3月に1回、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接すること。 または、3月ごとの期間について少なくとも2期間に1回、利用者の居宅を訪

項目	問題点	指導内容
	② 利用者が介護予防訪問看護、介護予防通所リハビリテーション等の医療サービスの利用を希望している場合その他必要な場合に、利用者の同意を主治の医師等の意見を求めている。 また、当該意見を踏まえて作成した介護予防サービス計画について、意見を求めた主治の医師等に交付していない。	問し面接するときは、利用者の居宅を訪問しない期間において、テレビ電話装置等を活用して利用者に面接すること。 2 サービスの評価期間が終了する月並びに利用者の状況に著しい変化があったときは、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接すること。 3 利用者の居宅を訪問しない月（1のテレビ電話装置等を活用して利用者に面接する月を除く）においては、可能な限り、指定介護予防通所リハビリテーション事業所を訪問する等の方法により利用者に面接するよう努めるとともに、当該面接ができない場合にあっては、電話等により利用者との連絡を実施すること。 4 少なくとも1月に1回、モニタリングの結果を記録すること。 ② 利用者が介護予防訪問看護、介護予防通所リハビリテーション等の医療サービスの利用を希望している場合その他必要な場合には、利用者の同意を得て主治の医師等の意見を求めてください。 また、当該意見を踏まえて作成した介護予防サービス計画について、意見を求めた主治の医師等に交付しなければなりません。